

議第18号議案

新座市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

平成29年12月12日提出

提出者	新座市議会議員	野中	弥生
賛成者	〃	平野	茂
	〃	鈴木	明子
	〃	佐藤	重忠
	〃	芦野	修
	〃	木村	俊彦
	〃	平松	大佑
	〃	塩田	和久

提 案 理 由

機構改革に伴い、常任委員会の名称及び所管事項を改めるため、この案を提出するものである。

新座市議会委員会条例の一部を改正する条例

新座市議会委員会条例（昭和52年新座市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (3) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 6人 所管事項 一般会計のうち歳入に関する事項 <u>総合政策部所管に関する事項</u> 総務部所管に関する事項 <u>財政部所管に関する事項</u> 出納室所管に関する事項 オンブズマン室に関する事項 検査室に関する事項 選挙管理委員会に関する事項 公平委員会に関する事項 監査委員に関する事項 固定資産評価審査委員会に関する事項 他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) <u>文教生活常任委員会</u> 7人 所管事項 教育委員会所管に関する事項 <u>市民生活部所管に関する事項</u> <u>農業委員会所管に関する事項</u></p> <p>(3) 厚生常任委員会 7人 所管事項 <u>総合福祉部所管に関する事項</u> <u>こども未来部所管に関する事項</u> いきいき健康部所管に関する事項</p> <p>(4) <u>建設常任委員会</u> 6人 所管事項 都市整備部所管に関する事項 上下水道部所管に関する事項</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 6人 所管事項 一般会計のうち歳入に関する事項 総務部所管に関する事項 <u>企画財政部所管に関する事項</u> 出納室所管に関する事項 オンブズマン室に関する事項 検査室に関する事項 選挙管理委員会に関する事項 公平委員会に関する事項 監査委員に関する事項 固定資産評価審査委員会に関する事項 他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) <u>文教環境常任委員会</u> 7人 所管事項 教育委員会所管に関する事項 <u>市民環境部所管に関する事項</u></p> <p>(3) 厚生常任委員会 7人 所管事項 <u>福祉部所管に関する事項</u> <u>健康増進部所管に関する事項</u></p> <p>(4) <u>建設経済常任委員会</u> 6人 所管事項 都市整備部所管に関する事項 上下水道部所管に関する事項</p>

附 則

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に次の表の左欄に掲げる委員会の委員に選任されている者は、それぞれ対応する同表の右欄に掲げる委員会の委員に選任されたものとみなす。

文教環境常任委員会	文教生活常任委員会
建設経済常任委員会	建設常任委員会

- 3 この条例の施行の際現に改正前の新座市議会委員会条例の規定に基づき付託されている事件で、改正後の新座市議会委員会条例の規定に基づき付託替えが生じる事件の付託委員会は、別に議長が定める。